

令和8年度

三浦市都市計画基礎調査業務委託設計書

都市環境部 都市計画課

										課長	担当課長	GL	検算	設計
令和8年度三浦市都市計画基礎調査業務委託														
設計金額										円(内消費税等)				
予算科目	款	7	項	4	目	1	節	12						
業務課名	都市計画課			業務場所	三浦市全域									
業務概要	<p>本業務は、都市計画法第6条(昭和43年法律第100号)に基づき県が実施する都市計画基礎調査において、関係資料を作成するものです。</p> <p>○主な調査項目</p> <p>A調査区</p> <p>B都市計画決定</p> <p>D土地利用</p> <p>E道路</p> <p>F公園緑地</p> <p>G下水道</p> <p>H宅地開発</p> <p>L災害</p> <p>M農林業</p>													

委 託 費 内 訳 表

費 目	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
I 直接測量費							
1) 直接人件費	計画準備、資料収集整理		—	式			内訳表 第 1 号
	A 調査区		—	式			内訳表 第 2 号
	B 都市計画決定		—	式			内訳表 第 3 号
	D 土地利用		—	式			内訳表 第 4 号
	E 道路		—	式			内訳表 第 5 号
	F 公園緑地		—	式			内訳表 第 6 号
	G 下水道		—	式			内訳表 第 7 号
	H 宅地開発		—	式			内訳表 第 8 号
	L 災害		—	式			内訳表 第 9 号
	M 農林業		—	式			内訳表 第 10 号
	基礎図形データ作成等		—	式			内訳表 第 11 号
	打合せ協議		—	式			内訳表 第 12 号
	成果品とりまとめ		—	式			内訳表 第 13 号
2) 直接経費		図面出力費、備品、交通費等	—	式			
計							
II 諸経費		間接測量費、一般管理費等	—	式			
計							
測量業務価格							
							万円止め
消費税等相当額			—	式			
総 合 計							

G下水道

内 訳 表

第 7 号

費 目	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	G2 下水道の整備状況		一	式			単価表
計			一	式			

M農林業

内 訳 表

第 10 号

費 目	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	M1 農業振興地域		一	式			単価表
	M2 農林漁業関係施策		一	式			単価表
計			一	式			

単 価 表

費 目	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	金 額	摘 要
	61,000	52,700	41,300	37,700	29,600		
計画準備、資料収集整理							
A 調査区							
A 1 調査区及びその特性							
B 都市計画決定							
B 2 線引き							
B 2 誘導区域							
D 土地利用							
D 2 建物用途の現況							
D 3 建物構造・階数の現況							
D 4 土地利用現況							
D 6 市街地内の農地・未利用地等							
D 9 建物用途別面積							
D11 木造率、老朽度							
D14 建物高さの現況							
E 道路							
E 2 都市計画道路の整備状況							
E 3 道路率							
F 公園緑地							
F 2 都市公園の整備状況							
G 下水道							
G 2 下水道の整備状況							
H 宅地開発							
H 1 土地区画整理事業							
L 災害							
L 4 防災拠点・避難場所							
M 農林業							
M 1 農業振興地域							
M 2 農林漁業関係施策							
基礎図形データ作成等							
打合せ協議							
成果品とりまとめ							
計							

令和8年度三浦市都市計画基礎調査業務委託仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 本仕様書は、三浦市長（以下「発注者」という。）が、受注者に委託する「令和8年度三浦市都市計画基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、都市計画法第6条で定められた「都市計画に関する基礎調査」について「第12回都市計画基礎調査の手引き」（神奈川県県土整備局都市部都市計画課）に基づいた調査を実施し、今後の都市計画行政を遂行するための基礎資料として整備することを目的とする。

(関係法令等)

第3条 本業務実施にあたり、本仕様書のほか、下記の関係法令（通達等を含む）を遵守するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画関係法令
- (2) 第12回都市計画基礎調査の手引き(令和7年8月(令和8年2月一部修正)神奈川県県土整備局都市部都市計画課)(以下「手引き」という。)
- (3) 第12回都市計画基礎調査の手引き(オープンデータ化編)(令和7年8月(令和8年2月一部修正)神奈川県県土整備局都市部都市計画課)(以下「手引き(オープンデータ化編)」という。)
- (4) 都市計画基礎調査GIS活用マニュアル(令和8年2月神奈川県県土整備局都市部都市計画課)(以下「マニュアル」という。)
- (5) 都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供のガイドラインに係る技術資料(第2版)
- (6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (7) 三浦市関係法規
- (8) その他関係法令等

(貸与資料等)

第4条 本業務実施にあたり、発注者が貸与する物品及び資料等については、受注者はその所在を明確にし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。万一、事故が発生した場合は、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、本業務終了後は発注者に返却しなければならない。

2 個人情報及びそれに準じた情報資産を含むデータの受け渡しについては、暗号化した上で、L G W A N等の独立回線を使用して受け渡しすることを基本とする。直接、個人情報等を含む媒体や資料を受け渡す場合は、受け渡し簿を作成し双方で確認するとともに、媒体等は施錠管理でき

るケース等に収納して運搬し、運搬車両は積み荷に対して施錠管理のできるものを使用すること。

3 発注者は、次の資料を受注者に貸与するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 令和3年度都市計画基礎調査資料（デジタルデータ含む） | 一式 |
| (2) 三浦市都市計画基本図データ（shapeファイル形式） | 一式 |
| (3) 三浦市都市計画決定データ（shapeファイル形式） | 一式 |
| (4) 航空写真デジタルオルソデータ | 一式 |
| (5) その他、本業務実施にあたり必要であると発注者が認めた図書及び資料 | 一式 |

（通則）

第5条 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務実施計画書を作成し、発注者に提出して承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、本業務の履行にあたって、本業務の目的及び内容を十分理解したうえで施行するものとする。

（報告義務）

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に業務の進捗状況について、説明や報告を求めることができる。

（業務責任者等）

第7条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整え、発注者に届け出るものとする。

2 業務責任者においては、都市計画業務に精通しているとともに業務実績ならびに地域精通度を考慮し、神奈川県内における都市計画基礎調査業務の実績があり、技術士（建設/都市及び地方計画又は、総合技術監理/都市及び地方計画）の資格を有する者とする。

3 照査技術者は、適正かつ地理空間情報の総合的な観点より成果品質検査等を実施しうる技能を考慮し、空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。

4 発注者は、業務責任者及び照査技術者が、業務遂行上、不相当と認められる時は、受注者に対してその変更を求めることができる。

（土地の立入）

第8条 受注者は、現地調査に際しては原則として公道から実施し、第三者の土地には立ち入らないものとする。業務遂行のためにやむを得ず第三者の土地、施設等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地・施設所有者の了解を得て作業を行わなければならない。

2 受注者は発注者に対し、事前に身分証明書の発行を申請し、現地調査作業時には発行された身分証を常時携帯しなければならない。

（契約不適合責任）

第9条 成果品の引き渡し後、不備及び不良箇所が発見された場合は、受注者は発注者の指示により、修正及び補足を行う。なお、これに係る経費は受注者の負担とする。

(デジタルデータの取扱い)

第10条 受注者は、業務の遂行上、取得及び作成したデジタルデータの取扱いについては、受注者の情報管理のもと適正に行わなければならない。また、取得及び作成したデジタルデータは、業務完了後、速やかに消去しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、貸与を受けた資料等を、複写、複製及び第三者に提供してはならない。

2 受注者は、本業務で知り得た情報を、在職中とはもとより、退職後といえども第三者に漏らしてはならない。万一、事故が発生した場合は、全て受注者の責任において解決するものとし、その事実を遅滞なく正確に発注者へ報告しなくてはならない。

3 受注者は、情報セキュリティ及び個人情報保護、ならびに作業及び成果作成に関する品質管理や業務上の環境への配慮等の観点から、以下の公的資格を取得していなければならない。

- (1) ISO 9001 品質マネジメントシステム(QMS)
- (2) ISO 14001 環境マネジメントシステム(EMS)
- (3) ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)
- (4) JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム (プライバシーマーク)

(成果品の帰属)

第12条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を受けずに第三者に公表、貸与又は譲渡してはならない。

(受注者の責務)

第13条 本業務の遂行中に生じた諸事故又は第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告するものとする。

(疑義)

第14条 本仕様書に定めるもののほか、本業務に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ定めるものとする。

(納期及び納入場所)

第15条 本業務の履行期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 履行期限：令和9年2月26日
(ただし、神奈川県提出用成果（中間報告含む）については別途指示する。)
- (2) 納入場所：三浦市都市環境部都市計画課

第 2 章 業 務 内 容

(計画準備、資料収集整理)

第16条 本業務実施にあたっては、「手引き」、「手引き（オープンデータ化編）」及び「マニュアル」に準拠して作業を行うものとする。なお、都市計画基礎調査の調査項目は経年的な推移を確認する目的もあるため、手引きに記載されていない調査基準、判断基準については前回調査時の基準を踏襲し、同様の基準で調査を行うものとする。

- 2 作業着手前に作業の方法・作業場所・使用する主要な機器・要因・日程等について業務実施計画を立案するとともに、これを発注者に提出し、その承諾を得なければならない。業務実施計画を変更しようとするときも同様とする。また、受託者は以下の作業環境条件を有するものとし、業務実施計画書に明記すること。なお、セキュリティ対策の観点から、ICカード等による出入室、24時間防犯カメラを備える作業環境であること。
- 3 関連資料及び貸与資料を収集し、業務が滞りなく遂行できるように資料を整理すること。

(調査内容)

第17条 本業務は、「手引き」に従い、表－1に示す内容について調査を実施する。なお、小ゾーン単位に加えて表－2に示す細ゾーン単位における独自調書を作成する。また、手引き（オープンデータ化編）に示されるオープンデータを作成し所定のデータ形式にて生成する。

- 2 B1都市計画の状況（図3a都市計画図）は、発注者が実施し、受注者は発注者よりデータ等の提供を受け、取りまとめることとする。

(打合せ協議)

第18条 本業務の打合せ回数は、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回とする。また、打合せ協議簿については、打合せ終了後1週間以内に作成・提出し、発注者の確認を得ること。

表－1 調査内容一覧

番号	調査項目	図面・調書名	縮尺・集計単位	オープンデータ集計単位（再集計単位）、データ形式
A 1	調査区及びその特性	図1a都市計画基礎調査・調査区図	1/10,000	－
		様式1a調査区名称（大中ゾーン）	大中ゾーン	－
		様式1a1b調査区名称及びその特徴	小ゾーン	小ゾーン shape・csv
		様式1c新旧調査区対応表	大中小ゾーン	－
		様式1d小ゾーン別面積及びその特性	小ゾーン	－
B 1	都市計画の状況	図3a都市計画図	1/10,000～ 1/25,000	－
B 2	線引き	図4線引き変更経緯図	1/10,000	－
		様式1a1b線引き変更経緯	小ゾーン	－
B 4	誘導区域	図68誘導区域変遷図	1/10,000	個別 shape・csv
		様式69誘導区域の状況	市町村	－
D 2	建物用途の現況	図10建物用途別現況図	1/5,000	個別（小ゾーン） shape・csv
D 3	建物構造・階数の現況	図11建物構造・階数別現況図	1/5,000	個別（小ゾーン） shape・csv
D 4	土地利用現況	図12土地利用現況図	1/5,000	個別（小ゾーン） shape・csv
		様式9a土地利用分類別面積	小ゾーン	－
		様式9b誘導区域内土地利用分類面積	市町村	個別 csv
D 6	市街地内の農地・未利用地等	図15市街地内農地・未利用地等現況図	1/5,000	－
		様式11a市街地内農地・未利用地等	個別	－
D 9	建物用途別面積	様式14建物用途別床面積	小ゾーン	－

D 11	木造率、 老朽度	様式16a木造率の状況	小ゾーン	—
		様式16b建物年齢別現況	小ゾーン	—
		様式16c誘導区域内建物年齢別 現況	市町村	—
D 14	建物高さ の現況	図69建物高さ別現況図※	1/5,000	個別（小ゾーン） shape・csv
E 2	都市計画 道路の整 備状況	図23都市計画道路整備状況図	1/10,000	—
E 3	道路率	図24幅員別道路現況図	1/10,000	—
		様式21a道路網密度・道路率	小ゾーン	小ゾーン shape・csv
		様式21b区域区分・誘導区域別 道路網密度・道路率	市町村	市町村 csv
F 2	都市公園 の整備状 況	図27a都市公園整備状況図	1/10,000	—
G 2	下水道の 整備状況	図30a下水道整備状況図（汚 水）	1/10,000	—
		図30b下水道整備状況図（雨 水）	1/10,000	—
H 1	土地区画 整理事業	図32土地区画整理事業箇所図	1/10,000	—
L 4	防災拠点 ・避難場 所	図54b避難所・避難場所・防災 拠点等位置図	1/20,000	—
		様式51b避難場所・津波避難ビ ル等の指定状況	個別	—
		様式51c防災拠点の指定状況	個別	—
M 1	農業振興 地域	図55農業振興地域図	1/10,000	—
M 2	農林漁業 関係施策	図56農林漁業関係施策状況図	1/10,000	—
		様式53農林漁業関係施策の状 況	個別	—

※D14 建物高さの現況の調査方法は、手引きの記載のうち、建物階数を用いて階高係数から高さを算出する。

表ー 2 細ゾーンに係る調査項目

番号	調査項目	番号	図面・調書名	縮尺・ 集計単位
A 1	調査区及びその特性	図1a-2	都市計画基礎調査・細ゾーン調査区図	1/10,000
		1d-2	細ゾーン別面積及びその特性	細ゾーン
D 4	土地利用現況	9a-2	細ゾーン別土地利用分類別面積	細ゾーン
D 9	建物用途別面積	14-2	細ゾーン別建物用途別床面積	細ゾーン
D11	木造率、老朽度	16a-2	細ゾーン別木造率の状況	細ゾーン

(基礎図形データ作成等)

第19条 都市計画基礎調査を実施する上での基盤データとなる建物や街区等の骨格となる図形データについて、貸与する航空写真デジタルオルソデータの判読や、受注者が調達する住宅地図等の資料により全ての建物及び土地利用について、基礎図形データを作成する。変化箇所や不明箇所等については、当該地点（建物）及び区域（土地利用）について変化・不明箇所GISデータ（shapeファイル）を生成すること。また現地調査を要する箇所について、発注者と受注者の双方にてGIS上のデータを相互確認しつつ、調査対象の漏れや地域における留意事項等の共通認識を図るものとする。

また、変化箇所の建物及び土地利用の図形は、航空写真や民間地図等を参照し編集するが、参照元の著作ならびに知的財産等を侵害しないよう配慮すること。

(品質評価)

第20条 作成した成果品については、「マニュアル」の品質評価手順書に基づき、データの確認を行う。

- 2 確認の結果、データの不可がある場合には、データの訂正を行う。
- 3 品質評価の確認結果については、品質評価報告書としてとりまとめる。

(メタデータ)

第21条 メタデータは、日本版メタデータプロファイル（JMP2.0）に準拠しXML形式で作成するものとし、対象となるデータのレイヤ単位に整理する。

- 2 GIS活用マニュアルに規定されている項目については、その規定に従わなければならない。

(中間報告資料作成)

第22条 受注者は、発注者と協議を行い、別途指示した期日までに県に提出すべく中間報告資料を作成し、発注者に提出するものとする。

- 2 中間報告資料は、神奈川県に提出し、データの精度確認を受けるものとする。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第23条 本業務の成果品として納入するものは次のとおりとし、電子データ（CD-RもしくはDVD-R）及び出力した報告書を納品するものとする。なお、成果品の納品形式は原則として、「手引き」及び「マニュアル」に従うものとする。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 調書データ (EXCEL形式) | 2セット |
| (2) 図形データ (ファイルジオデータベース形式) | 2セット |
| (3) 図形データ (shapeファイル形式) | 2セット |
| (4) オープンデータ | 2セット |
| (5) 図面データ (PDF形式) | 2セット |
| (6) メタデータ (xml形式) | 2セット |
| (7) 品質評価報告書 (EXCEL形式) | 2セット |
| (8) 業務報告書 (図面・調書・品質評価報告書 紙出力を含む) | 1セット |

※紙出力は黒表紙金文字入製本とする。